

■第二部 パネルディスカッション「市民後見人に期待するもの」

コーディネーター 芳賀 裕 氏（社団法人成年後見センター・リーガルサポート 理事長）
パネリスト 鹿島 丈夫 氏（社会福祉士）
本田 祐一 氏（福島市社会福祉協議会 あんしんサポート専門員）
三浦 裕治 氏（福島市長寿福祉課 主査）
渡辺 洋子 氏（市民後見人）



●パネリスト紹介

芳賀： それではパネルディスカッションを始めます。先ほど、私のほうから成年後見制度の基本的なことについて話させていただきましたが、パネルディスカッションでは福島における具体的な話を聞いていきたいと思います。それでは自己紹介をお願いします。

鹿島： 喜多方で社会福祉士の事務所をやっています。弱い立場の人を守るということをライフワークにしたいと考え、(社)日本社会福祉士会の成年後見人養成講座を第一期で受講し、後見人としての活動を行っています。また、会津地域で「会津安心ネット」というものがある学習会などを行っています。

本田： 福島市社会福祉協議会で日常生活自立支援事業（あんしんサポート）専門員を担当しています。「あんしんサポート」とは、判断能力が低下した人でも、適切な福祉が受けられるように、日常生活の金銭管理などを支援するシステムです。成年後見制度とよく似ていますが、若干対象者が違います。判断能力が不十分であっても「あんしんサポート」の契約の中身は理解できる人、こちらが作成する支援計画を守れる人が対象となります。具体的には月に1、2回、支援員が自宅を定期的に巡回して、いろいろな相談にのったり、銀行の手続きなどを手伝ったりします。こうした見守りによって、金銭搾取や消費者トラブルを防いでいます。また、福祉サービスの料金滞納といったトラブルがあったとき、業者との間に入って調整したりしています。

ただ、「あんしんサポート」は日常的なサービスが対象ですので、成年後見制度のように代理権を伴う日常の範囲を超えた法的な支援はできません。ですから問題を抱えている人を成

年後見制度につなぐといった活動も行っています。

三浦：福島市役所の長寿福祉課で高齢者の在宅支援や成年後見制度に関する事務などを行っています。成年後見制度との関係でいいますと、制度の周知や市長申立の事務を担当しています。

渡辺：平成 18 年、やむにやまれぬ事情で父の保佐人となりました。それと前後して財団法人シニアルネサンス財団監修の市民後見人養成講座を受講しました。終了後は「成年後見制度研修委員会」の一員として研修会や相談会に参加しています。

芳賀：次に福島県内の利用状況をご紹介します。

三浦：それではここ 5 年間の福島県内の成年後見制度の利用状況を紹介します。県内の家庭裁判所での決定数は、平成 17 年が 141 件、そして平成 18 年には 330 件に倍増しました。このまま増えるのかなと思っていたら、平成 19 年～21 年は 220～230 件の間で推移しています。平成 18 年に急増した理由は、障害者自立支援法の影響で障害者施設からの集団申立があったため、それらを除くと平均して 220 件前後となります。ここ 5 年で「後見」は 1.5 倍に伸びましたが、「補助」「保佐」はほとんど伸びていません。

芳賀：ここ 5 年間の県内の状況を報告いただきました。制度開始からですと総計で約 2 千人が利用しているということになります。先述した人口の 1%が制度利用者の適正值だとすると、福島県の人口は約 200 万人ですから 2 万人ということになり、10 倍の開きがあります。次に県内の認知症の高齢者、知的障害者、精神障害者の数についてお願いします。

本田：県内の状況についてはまとまった数値が発表されていませんので、福島市内の状況についてお話したいと思います。数値は平成 21 年調査のものです。

<福島市の高齢者・障害者の状況>

高齢者数／67,709 人　高齢化率／23.1%

認知症高齢者／1,712 人　2.5%

重度の認知症／438 人　(男性 26.7%　女性 73.3%)

軽度の認知症／1,274 人　(男性 31.9%　女性 68.1%)

ひとり暮らし高齢者／7,661 人　(認知症軽度 2.8%　重度 0.3%)

高齢者世帯／8,357 世帯　(認知症軽度 2.2%　重度 0.6%)

寝たきり高齢者／1,005人 (認知症軽度 27.7% 重度 28.7%)
知的障害者／1,902人
精神障害者／1,275人

芳賀：高齢化、重度化が進んでいるようですね。今の話についてなにか感想はありますか？

鹿島：数字はちょっと頭に入りにくいので、現場の実感から申し上げます。私は早くから後見人活動を始めていました。最初は銀行や役所に行っても「後見人、それは何」という顔をされたのですが、最近はずぐに分かってもらえるようになりました。そういう意味では制度の知名度が上がり、理解度は広がっているのかなと感じています。ただ、利用者の数はまだまだ少ないと思います。

渡辺：私の世帯も老々世帯で、そういう人が増えているのだと感じています。先ほど鹿島さんもおっしゃっていましたが、私も後見を始めた頃は、銀行へ行っても理解してもらえず、裁判所からの通知書をファイルに入れて持っていったりしました。

●成年後見の実例

芳賀：では次に、みなさん現場にいらっしゃいますので、実例などをお話しいただきませんか。プライバシーの保護もありますから匿名で差し支えない範囲でお願いします。

鹿島：私は初期の頃から成年後見人をやっていますが、最初に引き受けたケースは「会津安心ネット」の中で手がけたものでした。認知症と精神障害を抱えた、ひとり暮らしの方で、日常生活も難しい様子で、最初はどう支援すればよいか分からない状態でした。そこで成年後見制度を利用しようということになり、私が引き受けました。最初はとても不安でしたが、「安心ネット」や「権利擁護センターぱあとなあ」がバックアップしてくれるだろうということで引き受けました。

私が保佐人として活動を始めたときは、すでに別の人が施設への入居を申し込んでいました。客観的に見て在宅は難しい状況だったので、そういう準備をしてくれたのだろうと思います。ところが入居の順番が来たときに、本人に聞いたところ「嫌です」と言うので施設への入居は断りました。見守りのサービスなども受けられますし、大丈夫だなと思い、在宅でケアすることにしました。最後は施設に入りましたが、ぎりぎりまで本人の意思を尊重したサポートができたと思っています。成年後見制度は、本人らしい生活をバックアップするという面では大きな存在だなと感じています。

芳賀：ありがとうございます。「会津安心ネット」は多業種の方が集まって支援を続けている集まりです。次に三浦さんに市長申立に関する話をしてもらいます。

三浦：市の職員である私のもとへも後見制度の相談が多数あります。実はその半数以上が判断能力のある方についての相談です。私も最初は不思議でした。判断能力があるのならば、自分の好きなように自由に生きてもらえばよいと思っていました。しばらくして、その陰にあるものが分かってきました。相談には家族や支援者が訪れるのですが、彼らは自分の思うように動かしたいために、成年後見制度の利用を希望していたのです。「施設に入ったほうが良いケアを受けられるのに、不便な在宅にこだわっている。だから成年後見制度を利用して施設に入れたい」といったようなことを言うのです。また、家族の中には「自分の思うようにお金を使ってくれない、だから成年後見制度を利用して無駄遣いをやめさせたい」という人もいます。こうした考えはどちらかといえば禁治産制度に近い考え方であり、筋違いです。そういった人たちには、成年後見制度は「本人の意思を尊重して、権利を擁護する制度ですよ」と言っています。

次に市長申立につながった例を申し上げます。福島市内の70代のある女性は認知症を抱えていて、70代後半の旦那さんが面倒を見ていました。この夫婦には同居している次男がいたのですが、この人がパチンコばかりするギャンブル依存症で親の金に手をつけていました。将来が不安になった父親は、口論の末に息子を刃物で刺してしまいます。父親は傷害罪で刑務所に入所しました。家には認知症の母と、ギャンブル依存症で家庭内暴力を行う息子が取り残されます。息子さんのほうは介護能力がありませんし、する気もないようでしたので、母親を施設へ入所させる方向で支援を続けました。そのうち刑務所に入っていた旦那さんも虐待を行っていたことが判明し、奥さんを施設へ隔離する必要があるということで、さまざまな関係機関に相談をしたうえで、弁護士の先生に後見人を引き受けていただきました。今は施設で安全に暮らしています。

それからもう一件、今度はうまくつながらなかった例です。80代のひとり暮らしの女性で、かなりの資産家であり元学校の先生でした。地元でもリーダー的な存在であり、非常にプライドの高い方です。認知症が出ていたのですが、「私は違う」と言い張ってなかなか周囲の意見を聞き入れてくれませんでした。一年ほど前からその人の家に怪しい三十代の男性が出入りするようになりました。そして車で出かけては、なにか買い物をして帰っているようでした。また銀行や証券会社に行き、お金を引き出している様子もありました。そこで警察や弁護士、精神科の先生に相談しました。ところが鑑定では判断能力があると判定されました。本人も「お金は取られていない」と主張するので、そこから先になかなか踏み込めないので、ですから今は地域包括支援センターなどと一緒にあって見守っている状態です。ただ最近急激に判断能力が落ちてきたという話を聞いています。近いうちにもう一度精神科の先生と相談をして、後見人をつける方向で考えています。

芳賀：虐待や財産を奪われているのではないかという中で、市の職員の方が奮闘されていることがよく分かりました。続いては父親の後見をされている渡辺さんにお話をうかがいます。

渡辺：私の場合、必要に迫られて成年後見制度の保佐人をしています。分からないことは裁

判所に聞けばよいというスタンスでやっていますので、後見人をやって困ったと感じたことはありません。

それでは私が後見人をしている父の話をしていきます。父は厚生年金の受給者で、財布は自分で管理しており、家族は何も知らされずに暮らしていました。ところがある頃から、床下乾燥の工事が突然始まったり、電気温水器の工事があつたりということが続くようになりました。ほかにも健康器具や羽毛布団も買っていました。おそらく訪問販売のターゲットになっていたのだと思います。

母親から相談を受けた私は、家庭裁判所に行ったところ、禁治産者という制度がありますよと言われました。まだ成年後見制度が始まる前のことです。ただ戸籍に残るということで、そのときは仕方なく帰りました。

それから時間が過ぎまして、成年後見制度が始まります。あるとき法務局の無料相談会に参加したところ、担当者に20～30万円で手続きができると言われました。しかし、母にはそのお金を用意することができませんでしたので、その足で家庭裁判所に行き、直接手続きを行うことにしました。担当の方に成年後見制度のお話をうかがい、準備する書類や記入の仕方を教えてもらいました。提出する書類は診断書や、戸籍や資産関係のものでした。誰が手続きを行うのかということになり、それでは長女がいいだろうということで私がすることになりました。申立のとき、父の将来や私の仕事の都合を考えて「こういうことをしておきたい」と言ったところ、裁判所に「これは誰のための後見ですか、父親が人間らしい暮らしをするためではないのですか」と釘を刺されたことが印象に残っています。そういうわけで保佐人となって現在に至っています。

父は最初、介護レベルは3だったのですが、今はレベル5です。言葉も分からないような状態ですが、人間らしい扱いをしてもらえないと激しく抵抗することがあるようです。やはり最後まで人間の尊厳を守ることが大事であり、それを守ってくれるのが成年後見制度だと感じています。

芳賀：最初に本田さんが「あんしんサポート」のことをおっしゃっていましたが、そこから成年後見制度にどうつないでいるのか、具体例をお話いただけます。

本田：私のところにもいろいろな相談がきます。たとえば本人に判断能力があつて、親しい人にお金を使っているというケースがあります。「あんしんサポート」は本人の意思を尊重して支援するシステムなので、本人の意思が確かならば、「ああしなさい、こうしなさい」ということは言えません。もちろん導きなどはしますが、本人に拒否されれば役割として機能しないという面もあります。

では具体例をお話します。80代の女性でひとり暮らしをしている方がいました。旦那さんが先に亡くなっているのですが、遺産を一千万円ほど遺していました。最初は公営住宅に独居していましたが、アルツハイマーなどもあり、本人の同意もあるということで施設への入所が決まりました。県外から弟さんも来てくれて「施設に入らないか」と勧めてくれ、本人

も「分かった」と言っていました。

しかし、施設に入っても集団生活になじめず、ストレスからトラブルを起こしていました。本人は、無理矢理勧められて施設に入れられたと思っているようでした。本人の承諾はあったのですが、内心では公営住宅での暮らしに未練があったようです。しかし、公営住宅は既に処分されていましたし、身体能力的にもひとり暮らしは難しい状況でした。

そして一年ほど経過して施設になじんできた頃、今度は転倒し、骨折して入院してしまいます。手術をして懸命のリハビリに励みましたが、車いすでの生活になりました。入院前の施設で、動きに制限がある人の受け入れは難しいと言われ、さらに病院のほうでも入院は3ヶ月が限度だと言われてしまい、それまでに新しい施設を探す必要がありました。本人に状況を説明しても理解が難しそうだったので、急遽県内にいる親戚を集めて話し合いを行いました。前回の施設の入所に関してはいろいろとトラブルもあったので、今回はみんなが納得できるような方法を慎重に探りました。今後、新しい施設に入るためには、高額な契約を結ぶ可能性もあります。また、一部の親戚から財産侵害を受けた疑いもありました。「あんしんサポート」もぎりぎりまで支援しましたが、法的には限界があります。そこで成年後見制度を使おうという結論に達しました。そして親戚の方に申立を行っていただき、後見人をつけることができました。

芳賀：日常生活自立支援事業から、もう少し判断能力の衰えた方が、成年後見制度に移行した例をお話いただきました。

次に後見人のなり手について考えたいと思います。現在のところ親族後見人の割合が多いのですが、行政のほうでは親族後見人になにか支援をしているのでしょうか？

三浦：親族後見をされている方が、市役所へ相談に来るということはほとんどありません。申立が難しいのでということで、相談に来た方の申立支援ということはありません。

芳賀：申立の支援を行っているということですね。社会福祉協議会のほうはどうでしょう。

本田：親戚の方などに財産管理をお願いするといった交渉を行ったりしています。今後は日常の金銭管理は「あんしんサポート」、親族後見人が身上監護といった役割分担ができればなと考えています。

●専門職後見人の現状

芳賀：一方、専門職後見人についてですが、現在は4割近くまで増えています。次は鹿島さんに社会福祉士の取り組みをうかがいます。

鹿島：県内の社会福祉士会には469名のメンバーがいます。この中で成年後見活動をやろう

ということで、「ぱあとなあ福島」に登録しているのは約 60 人です。ちょっと少ないかなと感じています。ただ、勤続年数や養成講座の受講義務がありますから、登録条件のハードルはそれなりにあります。また、大半の社会福祉士は施設等に雇用されているわけですから、時間の自由もあまりききません。そういった中で後見活動をするのは、なかなか大変なことだと思います。それでも社会福祉士の存在意義は社会貢献をするところにあります。できれば1人が1件後見するぐらいになって欲しいです。

それからもうひとつ、社会福祉士の立場について申し上げます。成年後見の理念は「自己決定の尊重」「ノーマライゼーション」「残存能力の活用」であり、これは社会福祉の基本理念でもあります。この基本理念と本人保護の調和をいかに図るかということが課題になります。先ほどの具体例ではないですが、本人の意思決定を尊重した場合、いろいろなリスクを背負うことになります。社会福祉の世界では長い間「本人のために、よかれと思って」という発想が優先していました。しかし本人にとって良いことと、本人の望むことは違うのです。私は成年後見人になってカルチャーショックを受けました。本人のためという大義名分で自分の価値をおしつけて、権利侵害をしているのではないかと気づかされたのです。「保護してあげる」のではなく、本人を中心にすえてどう支援するのか。社会福祉士が成年後見をやるということは、そうした気づきにつながるのだともいえます。

芳賀：ありがとうございます。よかれと思ってやることと、本人が望んでいることには違いがあるのではないかというお話でした。

私がやっている司法書士の団体リーガルサポートには、県内で約 70 名が登録しています。会員が 18 時間研修を積み、修了したものが後見人の候補者となります。18 時間の研修の中身は法律、医療、福祉、倫理といったものです。他人の財産を管理し、本人の生活をサポートするわけですから、特に倫理は重視しています。後見に関わっている司法書士の割合は、まだ4人に1人ですから、もっともっと増やしていきたいと思っています。

芳賀：親族後見人、専門職後見人と見てきましたが、次に福島における市民後見人の様子を渡辺さんに報告してもらいます。

渡辺：私の場合は、保佐人になってから後付けで市民後見人養成講座を受講しました。福島には遠藤喜恵さんが9年前に立ち上げた組織があり、定期的に出前講座や研修会を開いています。

●費用面でのサポート

芳賀：成年後見制度を費用面でサポートする成年後見制度支援事業というものがありますが、そのあたりの状況はどうなっているのでしょうか。

三浦：成年後見制度は原則として親族が申立てることになっていますが、親族のいない方や協力を得られない方もいます。そういった場合、市長が申立を行います。申立には費用や後見人に対する報酬が発生します。専門職ですと月々2万～3万円かかります。

福島市は成年後見制度支援事業の要綱を制定していきまして、在宅の後見人には月2万8千円までを報酬として支払えることになっています。施設に入った方は、後見人の負担が軽減されているということで上限1万8千円が付与されることになっています。現在、3名の方に報酬を支払っています。

芳賀：次に成年後見制度と関わりの深い、地域包括支援センターについておうかがいします。

三浦：地域包括支援センターは、全国各地に設置されている保健・福祉、介護予防の拠点で、センターには保健師、主任ケアマネジャー、社会福祉士といった専門職を1名以上置くことが義務づけられています。

福島市では社会福祉士の有志が集まった、社会福祉部会で成年後見制度の勉強会を開いています。昨年は家庭裁判所に行って、意見交換会などを行いました。また、認知症に関するセミナーなどで、成年後見制度をアピールしたりしています。

芳賀：福島には地域包括支援センターはどのぐらいありますか？

三浦：市内に19カ所あります。厚生労働省の基準では、高齢者人口が3千～6千人のところに1つ設置することになっています。福島市には6万8千人ほどの高齢者がいて19カ所ですから、1カ所あたり3,600人ということになります。地域包括支援センターは地域福祉の中核ですから、地域に困っている高齢者がいるといった場合の窓口にもなっています。

●家庭裁判所とのかかわり

芳賀：成年後見は家庭裁判所の決定によってスタートします。家庭裁判所との関係について何かお考えはありますか？

鹿島：家庭裁判所との具体的なかかわりとしては、毎年活動報告や収支報告を行っています。多少、事務手続きはありますが、自分の活動を見つめるいい機会だと考えています。家庭裁判所から特別に注意や指摘を受けたことはありません。判断に迷うことがあれば、すぐに家庭裁判所に相談するようにしています。堅苦しいイメージがありましたが、思った以上に話しやすく、気軽に相談できる場所です。

渡辺：私も父の保佐をしながら、これまでに2回、その様子を報告書にして提出しています。書類の書き方などは、事務官の人に親身になってていねいに教えてもらっています。

●支え合う市民後見人

芳賀：ここまでは現場の具体的なお話を聞いてきましたが、次は「支え合う市民後見人」というテーマについて議論を進めたいと思います。

市民後見人とは、親族でもない、専門職でもない第三者的な立場の後見人です。家族のような身内でもないし、特定のスキルをもった専門職でもありません。条件はありますが、難しい資格が必要なわけでもありません。では市民後見人はなぜ必要なのでしょう。そしてどういった立場で、成年後見制度に携わっていけばよいのでしょうか。

鹿島：私は現在、後見人を務めています。将来は任意後見契約を結んで誰かに後見してもらおうと考えています。実際、私の事務所にも、将来が不安だからということで任意後見契約を結んでいる方がいます。このように成年後見制度は、誰もが利用する可能性のある制度だと考えます。市民社会というのは、いろんな人で構成されていますから、制度を充実させるには市民参加が不可欠です。市民後見人と専門職が手をたずさえて、補い合いながら進んでいけたらと思います。

本田：担当者として感じていることなのですが、現在、生活保護受給者が増えていますが、成年後見制度はお金の無い人には、利用しづらい現状にあります。一方「あんしんサポート」は、生活保護受給者ならば無料で利用できますから、利用者の増加が見込まれています。しかし「あんしんサポート」に利用者が集中してしまうと、事業そのものの存続が危ぶまれます。成年後見制度を普及させるためにも、報酬を目的としない市民後見人が増加すればいいなと感じています。

三浦：今後は個人とか法律の前に地域というものが重視されるようになると思います。地域の方は、認知症の問題に対して大変深い関心をお持ちです。そして問題があるということは、みんなが動く原動力になると思っています。問題のないところではみんなの意思がばらばらになって、まとまりがないのですが、課題があれば前向きに取り組んでもらえます。そうやって助け合うという発想の中で、市民後見人を育成していければ良いと思っています。

渡辺：市民後見人養成講座を修了した後、地域包括支援センターで実習をさせてもらったことがあります。センターでは朝うかがったときから帰るまで電話が鳴りっぱなしでした。福島市は平均して1つのセンターの対象者は3,600人というお話がありましたが、何かお手伝いをできないかと思うぐらいお忙しそうでした。現場の地域包括支援センターに行くことで、いろいろと見えてくるものがありました。

私たちはプロではないので、成年後見制度を勉強したからといってすぐ何かできるわけではありません。ですが勉強した成果を地域に還元するという気持ちがあれば、相談の内容によって交通整理的な窓口の案内といったことはできると思います。

芳賀：専門職が足りないから補充のために市民後見人を育てるのではなく、地域で支え合うという意識の中で、市民後見人を育てることが大切ということですね。終戦までは日本は、隣組といったコミュニティがありました。今は周囲に関心を持たないという風潮になっています。市民後見人は地域を再構築するための一つの手段になるのではないのでしょうか。

●市民後見人の研修内容

芳賀：最後に市民後見人の養成についておうかがいします。知識のない一般の人を市民後見人にするためには、どのようなことをすればいいのでしょうか。何か身につけておかなければならない知識はありますか？

鹿島：私は社会福祉士をやっていますが、みんなが医療や福祉の制度に必ずしも精通しているわけではありません。特に医療制度などはどんどん変化していきますからついていくのが大変です。ただ私は、「そのことを知っているのは誰か」ということを知っています。幅広い専門知識をもつことも大事ですが、誰に聞けばよいか理解することが一番大切だと思います。

また知識だけでなく、何のための成年後見制度かということを理解しておくことが必要です。自己決定の尊重、権利擁護という理念をきちんと身につけておくことが重要ではないでしょうか。

本田：私の場合は後見人としてではなく、組織の一員として制度に関わっています。ですから担当が変われば、関係がなくなる可能性もあります。しかし後見人の場合、一度後見を開始されれば、被後見人の方が亡くなるまで続けることになります。ですから知識だけでなく、最後まで見守るという強い信念が必要だと思います。

三浦：先ほど渡辺さんが、地域包括支援センターで研修したという話がありました。現在の高齢者問題というのは非常に複雑なもので、実際の現場ではさまざまなことが起こっています。市民後見人として活躍していただくためには、現場を見ていただくことが大切だと思います。

渡辺：講座を聞いたからといってそれで終わりではありません。私たちも継続的に勉強会を開いたり、発表の場で寸劇を演じたりして、普及を図ったりしています。みなさん人生経験豊富な方ばかりなので、地域で知恵を出し合いながら活動を続けていければよいと考えています。

芳賀：昨年横浜市で開催された「2010年成年後見法世界会議」でイタリア人の裁判官が「後見人を選定する基準はコミュニケーション能力」だと言っていました。知識は当然ですが、尊重するのはコミュニケーションだということです。本人とのコミュニケーション、親族と

のコミュニケーション、そして関係者とのコミュニケーションがとれる方を基準として選ぶということでした。人間が嫌いでは後見人は務まりません。人と接することを楽しめることが、市民後見人の重要な資質かなと考えています。

以上で今回のパネルディスカッションは終了となります。市民後見活動は、みなさんのような方の草の根運動を、行政が支援していくことで普及していくのだなと感じました。本日は長い時間ありがとうございました。



■ 質疑応答

質問 1 (男性)：来月から市民後見人養成講座の受講を予定している者です。今日、お話を聞いて感じたのは、市民後見人の立ち位置がもう少し分かればいいなということでした。確かに「被後見人のためにやるのが大事」ということは印象に残りますが、何が被後見人のためになるかということは、よく分かりませんでした。たとえば「大金をもった高齢者が徘徊していて家族が困っている」というケースがあるとします。本人が、ひったくられてもかまわないと言っていたら、それでも本人の意思を尊重すべきなのか。正直、判断が難しく大変だと思いました。また、後見人に決まった後も裁判所に報告書を出すなど、いろいろとハードルが高いと感じています。

そこでパネラーのみなさんに、後見人をやっていて良かったこと、そしてこれから後見人を目指す人の背中を押してもらえるような言葉をいただけたらと思います。

渡辺：保佐人になる前、父は騙されたり、銀行のATMで暗証番号を3回間違えて引き出せなくなったり、本当に大変でした。私にとっては切羽詰まった状況で、何もわからないまま

家庭裁判所に相談に行ったところ、「世話をするあなたの為でなく、本人の権利を守る制度ですよ。本人の状況を裁判所が判断して決まる制度です」と言われました。後付けで勉強したことで、理念などを理解することができました。勉強したことがいまにつながっていますし、本当に良かったと思っています。

芳賀: 市民後見人の立ち位置についてお話ししたいと思います。市民後見人が活躍するのは、一般的な認知症高齢者ではないでしょうか。「被後見人の財産が多額」、「重い障害をもっていて身上監護が大変」、あるいは「法的な紛争を抱えている」といった事案には、専門知識が必要となります。ですから一般的な事案は市民後見人、複雑な事案は専門職といった棲み分けができればいいと思います。

質問2 (男性): 来月講習に参加することを予定しています。今日の話は非常に参考になりました。草の根の運動があるのはいいと思うのですが、やはり行政の関わりは欠かせないと思います。福島市としては、条例などを作って予算を組むということはあるのでしょうか。

三浦: 条例を作ってはいませんが、地域支援事業という介護保険制度の中で成年後見制度利用支援事業を実施しています。地域支援事業を利用しますと、国と地方で負担を分担できます。ですから福島市では要綱を制定して成年後見制度利用支援事業を実施しています。